



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
10月31日
第458号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則 (財政課)	1
○ 告 示	
※鳥獣保護区の存続期間の更新 (自然環境保全課)	2
※鳥獣保護区特別保護地区の指定 (自然環境保全課)	4
※特定猟具使用禁止区域の指定 (自然環境保全課)	5
※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正 (モノづくり振興課)	9
令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	10
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	10
道路区域の変更 (道路保全課)	11
道路の供用開始 (道路保全課)	11
○ 公 告	
令和5年および令和6年経営事項審査実施公告 (監理課)	12
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	14
建築士免許取消し公告 (建築課)	14
落札者決定の公告 (DX推進課、生活衛生課)	14
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (湖東)	15
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (湖東、湖北)	15

規 則

滋賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第54号

滋賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則

滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「行なう」を「行う」に、「を他の用途に使用して」を「の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてはいる融資または利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。第16条第1項において同じ。)をして」に改める。

第16条第2項中「を他の用途に使用し」を「の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつてはいる融資または利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。)をし」に、「法令等に違反した」を「、法令等に違反し、または善良な管理者の注意を怠つた」に改める。

付 則

この規則は、令和5年11月1日から施行し、同日以後に交付の決定がされる滋賀県補助金等交付規則第2条第1項

に規定する補助金等から適用する。

告 示

滋賀県告示第371号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 野鳥の森鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 397ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 野鳥の森鳥獣保護区は、ミゾゴイ、ヨタカ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、アオバズク、ヤマセミ、ハヤブサ、サンコウチョウ、コルリ、クロジなどの希少な種を含む森林性鳥類を中心とした多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしており、人と自然とのふれあいの場として、特に重要な役割を果たしていると認められる。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第372号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 信楽町鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 516ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該区域は甲賀市のほぼ中央南部に位置し、西側に一級河川大戸川、北側に新名神高速道路、西側に信楽高原鐵道が隣接し、三上・田上・信楽県立自然公園の一部で東海自然歩道が区域内を横断している。森林植生はヒノキをはじめとした針葉樹林とコナラ・ソヨゴなどの広葉樹林が混合しており、このような自然環境を反映しヤマドリ、サシバ、オオアカゲラなど多様な森林鳥獣が生息している。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第373号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 水口町城山鳥獣保護区

- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 299ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 水口町城山鳥獣保護区は、甲賀市の北部に位置し、安土桃山時代に築城された岡山城跡などを中心として、森林、水田、河川、ため池などの多様な環境がモザイク状に存在しており、ノスリ、ハイタカ、ヒクイナ、ミコアイサ、カワアイサ、カイツブリ、ゴイサギ、チュウサギ、ヨシガモ、ホシハジロ、イカルチドリ、イソシギ、クサシギ、タシギ、カワセミ、ホトトギス、キビタキ、ルリビタキ、ベニマシコ、ニュウナイスズメなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第374号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 荒神山鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 421ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 荒神山鳥獣保護区は、彦根市南西部に位置し、琵琶湖国定公園内の荒神山を中心とした区域であり、曾根沼、水田、河川などの多様な環境が存在しており、ミコアイサ、カンムリカイツブリ、ヒクイナ、イカルチドリ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、サンショウクイ、キクイタダキ、コサメビタキ、ベニマシコなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。また、野生鳥獣も多く生息しており、これら野生鳥獣の保護、繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区に再指定するものである。
 - (3) 管理方針 鳥類の生息地の環境を適正に保持し、鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。環境学習拠点として活用を図る。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第375号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 伊吹山鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 591ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 伊吹山鳥獣保護区は、滋賀県と岐阜県の境にある伊吹山の琵琶湖国定公園内に位置し、山地草原、自然林、二次林、植林地など植生の変化に富む地域であり、イヌワシ、ハイタカ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、カッコー、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、オオルリ、ルリビタキ、マミジロ、オオアカゲラ、カヤ

クグリ、メボソムシクイ、ニホンカモシカなどの希少な種を含む多様な鳥類をはじめとした森林鳥獣が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。

- (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲等を実施する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第376号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 22ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 野鳥の森鳥獣保護区は、ミゾゴイ、ヨタカ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、アオバズク、ヤマセミ、ハヤブサ、サンコウチョウ、コルリ、クロジなどの希少な種を含む森林性鳥類を中心とした多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域には遊歩道が整備されたダムが存在し、森林生態系の中における水辺として、オオハクチョウ、オシドリ、カンムリカイツブリ、ゴイサギ、イカルチドリなどの希少な種を含む水鳥の生息地であるとともに、人と自然とのふれあいの場として、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

- (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第377号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 27ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 水口町城山鳥獣保護区には、森林、水田、河川、ため池などの多様な環境がモザイク状に存在しており、ノスリ、ハイタカ、ヒクイナ、ミコアイサ、カワアイサ、カイツブリ、ゴイサギ、チュウサギ、ヨシガモ、ホシハジロ、イカルチドリ、イソシギ、クサシギ、タシギ、カワセミ、ホトトギス、キビタキ、ルリビタキ、ベニマシコ、ニューナイスズメなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は安土桃山時代に築城された岡山城跡が存在し、人と自然とのふれあい活動の場となっているとともに、鳥獣保護区内における中心的な森林環境となっており、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

- (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第378号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 25ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 荒神山鳥獣保護区は、彦根市西部に位置し、琵琶湖国定公園内の荒神山を中心とした区域であり、曾根沼、水田、河川などの多様な環境が存在しており、ミコアイサ、カンムリカイツブリ、ヒクイナ、イカルチドリ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、サンショウクイ、キクイタダキ、コサメビタキ、ベニマシコなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は荒神山の山頂を含んでおり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている重要な区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第379号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 24ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的 伊吹山鳥獣保護区は、滋賀県と岐阜県の境にある伊吹山の琵琶湖国定公園内に位置し、山地草原、自然林、二次林、植林地など植生の変化に富む地域であり、イヌワシ、ハイタカ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、カッコウ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、オオルリ、ルリビタキ、マミジロ、オオアカゲラ、カヤクグリ、メボソムシクイ、ニホンカモシカなどの希少な種を含む多様な鳥類をはじめとした森林鳥獣が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は山地草原として重要な区域であり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第380号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 長浜市上野町特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 100ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第381号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲賀町油日特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 260ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第382号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 能登川町新宮特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 48ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第383号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 上田上・南大萱特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 334ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第384号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 安曇川町田中特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 1ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第385号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 ひばり公園と周辺溜特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 107ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第386号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 平成の杜特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 10ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第387号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 沢溜特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 6ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第388号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 伊庭内湖特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 102ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第389号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 小堤・大篠原特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 520ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第390号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 針江特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 46ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第391号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲良町大字池寺・長寺特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 124ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第392号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲良町大字池寺字横枕特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 2ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第393号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 マキノ町新保特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 12ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第394号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 日野町曙特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 30ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第395号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 湖東中里町上溜池下溜池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 12ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第396号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 米原市上野・小田特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 65ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第397号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 米原市杉澤・大清水特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 138ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第398号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第2項第1号の表コンピュータシステム機器の部に次のように加える。

U	V	プ	リ	ン	タ	1,280
---	---	---	---	---	---	-------

付 則

この告示は、令和5年10月31日から施行する。

滋賀県告示第399号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和5年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年11月1日(水)から令和5年11月29日(水)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 令和5年12月11日(月)および12日(火)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和5年12月14日(木)
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 実施場所
 - (ア) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (イ) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町76番地6	薬局	田 中 覚	令和5.6.1
V・drug大將軍薬局	大津市大將軍一丁目2番15号	薬局	佐 藤 功 大	令和5.7.1
なかつか内科医院	彦根市川瀬馬場町1079番地1	病院・診療所	中 塚 貴 之	令和5.8.1
ういんぐ薬局	米原市井之口181番地	薬局	上川畑 昂 祐	令和5.8.1
アイ薬局	草津市大路二丁目1番27号 伽羅ガーデンスクエア103	薬局	岩 城 史 郎	令和5.9.1
訪問看護ステーションあやめ長浜	長浜市平方南町94番地メ ゾンルミエールA201号室	訪問看護	—	令和5.9.1
おまめ訪問看護ステーション	大津市下阪本二丁目22番38 -201号	訪問看護	—	令和5.10.1
ミライリハ訪問看護ステーション比叡	大津市下阪本六丁目39番23 号セジュール日吉1階	訪問看護	—	令和5.10.1
訪問看護リハビリステーション満月	大津市朝日が丘一丁目1番 6号1階	訪問看護	—	令和5.10.1

滋賀県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	ういんぐ薬局	米原市井之口181番地	薬局	上川畑 昂 祐	令和5.8.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションあやめ長浜	長浜市平方南町94番地メゾンルミエールA201号室	訪問看護	—	令和5.9.1
育成医療・更生医療	彦根かいえ薬局	彦根市開出今町1524番地4	薬局	伊勢川 梨 奈	令和5.10.1

滋賀県告示第402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年10月31日から令和5年11月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	木津信楽線	甲賀市信楽町杉山字中筋505番5地先から	変更後	最小 14.2m く 最大 24.7m	366.7m	管理界の変更に伴う道路区域の変更
		甲賀市信楽町杉山字西谷668番地先まで	変更前	最小 11.0m く 最大 19.9m	366.7m	
	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢字七反田784番4地先から	変更後	最小 13.1m く 最大 28.6m	179.3m	道路改良工事(迂回路廃止)に伴う道路区域の変更
		高島市マキノ町沢字中ノ町489番1地先まで	変更前	最小 13.1m く 最大 98.4m	179.3m	

滋賀県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月31日から令和5年11月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
木津信楽線	甲賀市信楽町杉山字中筋540番地先から 甲賀市信楽町杉山字西谷668番地先まで	令和5.10.31	L=221.6m
小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢字七反田784番4地先から 高島市マキノ町沢字中ノ町498番1地先まで	令和5.11.1 10時	L=192.9m

公 告

令和5年および令和6年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 書面による申請に係る申請日および受付場所

- (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和6年1月26日(金)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
- (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 書面による申請に係る受付方法

- (1) 令和4年および令和5年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
- (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。
予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。
専用電話番号 077-527-5678
電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。
- (4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

3 システムによる申請に係る申請日および受付方法

- (1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。
- (2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

4 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4114

別表 令和5年および令和6年経営事項審査申請受付時期(対象:令和5年7月～令和5年9月決算法人)

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間(閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで(正午から午後1時までを除く。))
大 津 市	法人	令和5年7月、8月	令和5年12月15日(金)、18日(月)	大津合同庁舎6階6D会議室	令和5年11月15日(水)～令和5年12月8日(金)
		令和5年9月	令和6年1月26日(金)		令和5年12月26日(火)～令和6年1月19日(金)
草 津 市 守 山 市 栗 東 市 野 洲 市	法人	令和5年7月	令和5年12月4日(月)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和5年11月2日(木)～令和5年11月27日(月)
		令和5年8月	令和5年12月14日(木)		令和5年11月14日(火)～令和5年12月7日(木)
		令和5年9月	令和6年1月22日(月)		令和5年12月22日(金)～令和6年1月15日(月)
甲 賀 市 湖 南 市	法人	令和5年7月、8月	令和5年12月5日(火)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和5年11月2日(木)～令和5年11月28日(火)
		令和5年9月	令和6年1月18日(木)		令和5年12月18日(月)～令和6年1月11日(木)
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和5年7月、8月	令和5年12月8日(金)、11日(月)	東近江合同庁舎1階1A会議室	令和5年11月8日(水)～令和5年12月1日(金)
		令和5年9月	令和6年1月19日(金)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和5年12月19日(火)～令和6年1月12日(金)
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	令和5年7月、8月	令和5年12月12日(火)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和5年11月10日(金)～令和5年12月5日(火)
		令和5年9月	令和6年1月25日(木)		令和5年12月25日(月)～令和6年1月18日(木)
長 浜 市 米 原 市	法人	令和5年7月、8月	令和5年12月6日(水)、7日(木)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和5年11月6日(月)～令和5年11月29日(水)
		令和5年9月	令和6年1月24日(水)		令和5年12月22日(金)～令和6年1月15日(月)
高 島 市	法人	令和5年7月、8月	令和5年12月1日(金)	高島土木事務所庁舎1階1B会議室	令和5年11月1日(水)～令和5年11月24日(金)
		令和5年9月	令和6年1月23日(火)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和5年12月22日(金)～令和6年1月18日(木)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市野瀬町39番地1 不動産博士株式会社 代表取締役 塚本泰山	愛知郡愛荘町川久保字上原 248番1、248番3、248番6 愛知郡愛荘町石橋字二ツ橋 853番、854番、855番	7,640.12㎡	令和5.10.25	6574

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和5年10月24日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 定成政憲
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第9419号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和6年~令和7年職員ICTサポートセンター業務委託一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-3384
- 3 落札者を決定した日 令和5年9月13日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 バンネットワーク株式会社 代表取締役 小林正博 京都府京都市中京区烏丸御池下ル梅屋町358番地
- 5 落札金額 59,483,600円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年8月18日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 ICP質量分析装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3645
- 3 落札者を決定した日 令和5年9月28日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 金陵電機株式会社 代表取締役 澤田力哉 大阪府大阪市淀川区新高三丁目3番11号

- 5 落札金額 32,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年8月8日(火)

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第6号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和5年10月31日

滋賀県湖東環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
彦根市高宮町字上井戸287番1、288番1、288番3、288番4、288番5および字野々戸157番1
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年10月31日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
居宅介護事業所ケアサポートさんご	彦根市平田町105-13	株式会社三都メディカルサービス	彦根市平田町105-13	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2510200443	令和5.10.31

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年10月31日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
訪問介護ステーションてらしあ	長浜市南高田町371-2	一般社団法人北びわこ福祉センターてらしあ	長浜市南高田町7番46号	重度訪問介護 同行援護	2510300664	令和5.10.31

